ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成 申請手続のご案内

AED

2012.4.1 改訂

❶対象

申請できるのは、あんしん財団の会員事業所です。ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」助成対象設備一覧に掲載されているものを要綱の「目的」に定められた理由で購入･設置した場合に限ります。お支払い方法等により添付いただく書面が異なりますので、ご購入・設置前に当ご案内でご確認ください。

❷助成金額と申請期間・お支払方法

ア 要した費用（３千円以上）の１／２を上限に各事業所の１年度間（４月から翌年３月）の助成限度額の範囲内で助成します。同一年度中２回目以降の申請の場合は助成限度額から前回までの助成額分を控除した金額が助成上限になります。

イ 助成限度額はあんしん財団にご加入されている被共済者の数により決まります。助成枠に未使用分があっても次年度への繰越はできません。

ウ 職場の救急対策用設備設置助成のみご利用の場合の1年度間の助成限度額

被共済者数	１名	２名	3～4名	5～9名	10～19名
助成限度額	１万円	１万５千円	２万円	３万円	６万円

被共済者数	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60～69名
助成限度額	８万円	１０万円	１２万円	１４万円	１６万円

※被共済者が70名以上となる場合、以後10名増えるごとに２万円を追加。

上記の助成限度額の被共済者数は助成事由発生日＝対象設備を設置（購入）した日の人数です。

エ 本助成の他に複数の助成制度をご利用の場合の１年度間の助成限度額

被共済者数	１名	２名	3～4名	5～9名	10～19名
助成限度額	１万５千円	２万５千円	３万５千円	５万円	１０万円

被共済者数	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60～69名
助成限度額	１２万円	１４万円	１６万円	１８万円	２１万円

※被共済者が70名以上となる場合、以後10名増えるごとに３万円を追加。

上記の助成限度額の被共済者数は各助成事由発生日の人数です。

オ 申請期間 対象設備の設置（購入）の翌日から**180日以内**（「６ヶ月以内」ではありませんのでご注意ください）にあんしん財団に申請書類が必着することが必要です。**設置（購入）日と支払日が異なる場合は設置（購入）日**の翌日から１８０日以内です。

カ 審　　査 ご提出いただいた書類をもとに、助成の可否を決定します。

キ 助成金のお振込 書類をご提出いただいた時期や審査の状況により、振込みまでに時間をいただく場合がございます。**振込口座はあんしん財団会費の引落口座**です。他の口座への振込みはできません。振込前に助成金額を書面でお知らせします。

ク 年度末のご申請について 申請書右上欄に記された日付が３月３１日以前で、４月末日までにあんしん財団到着した案件は、申請日と同一の年度扱いとし、４月末日を越えたものについては次年度枠の扱いとなります。なお、１つの案件を複数年度に分けて申請することは出来ません。

ケ 被共済者の数に変更があった場合は、変更届出がなされた日の翌日設置（購入）分から変更後の限度額を適用します。

❸審査のためご提出いただく書類

ア　AED 等「職場の救急対策用設備」設置助成申請書

Ｐ５の記入例を参照の上、助成申請書用紙(Ｐ６)の太枠欄に漏れなく記入して下さい。特に右上の申請日は年度末には助成の所属年度を決める１つの項目となりますので記入漏れにご注意下さい。未記入の場合は、書類到着日をもって申請日とさせていただきます。

イ　領収書など支払を証明する書類の写

【現金払の場合】【手形･小切手払の場合】…領収書を添付して下さい。**領収書の書式については P8 をご覧ください**。また手形、小切手の写や発行控では申請できません。

【銀行振込の場合】…①ＣＤご利用の場合は「利用明細票(写)」、②窓口ご利用の場合は金融機関の受付印がある「振込受付書兼手数料受取書(写)」、③ネットバンキングご利用の場合は「振込日以降の振込結果照会画面」または「総合振込明細表(写・全て)」＋「当座勘定照合表(または通帳表紙と当該ページ)(写)」を添付してください。いずれも日付、金額、相手、依頼人、手数料(口座番号)が記載されているものとなります。

【クレジットカード利用の場合】…領収書またはクレジットカード利用時に利用店でもらう明細およびカード会社からの請求明細の写を添付して下さい。なお、法人の場合は法人名義の、個人事業所の場合は事業主名義のカードの利用に限ります。

【口座引落の場合】…引落を記帳した通帳（金額部分と、口座名義人＝申請者名が分かる部分）の写を添付下さい。

ウ　設備等の内訳を明らかにする請求書または明細書等の写

購入した商品の具体名や価格が分かるものが必要です。助成対象のみならず他商品も同時に購入した場合、助成金算出のため全ての項目の費用明細が必要です。助成対象項目単品を現金で購入した場合など明細書がない場合は、販売（設置）証明書（Ｐ７）を販売店に記入してもらいご添付ください。

エ　設置した助成対象設備等のカタログの写または設置した設備の写真（写真の場合はメーカー名、型番等商品が特定できる部分を添付してください）

当助成制度はあんしん財団会員事業所の救急救命体制の充実に資することを目的としています。従いまして、領収書、請求書等の宛名は、あんしん財団に登録した事業所名と同一のものが対象となります。

❹その他

ア　申請手続書類の不備・不足により審査が保留された場合、申請書があんしん財団に到着した日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出がない場合は、申請の権利が失効します。

イ 審査結果に関する異議申立て期限は、審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に書面でお申し出ください。

ウ 審査のため、購入先等にお問合せさせていただくことがございます。

エ 自社購入、販売目的の仕入れ品は対象になりません。仕入先からの購入の場合は、貴社分の個別の領収書をご用意ください。

オ　この助成制度はあんしん財団の予算額の範囲内での実施となります。

カ　助成の不正申請が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

このご案内は、財団法人中企業災害補償共済福祉財団の AED 等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱（平成 24 年４月１日現在適用のもの）にもとづいて作成しております。要綱本文は P3～4 をご覧下さい。

AED

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱　　平成 24 年 4 月 1 日現在

財団法人中小企業災害補償共済福祉財団

１　目　　的

中小企業における不慮の事故や災害等の際の救急救命体制の充実に資するため、ＡＥＤ等の救急対策用設備を常時設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団（以下「本法人」という。）が助成措置を講ずることによりその設置を促進し、もって職場の救急救命体制の向上に寄与することを目的とする。

２　助成対象企業

第３項に該当する救急対策用設備を設置した本法人の会員企業であること。（自企業からの購入・修理等によるものを除く。）

３　助成の内容

この要綱で助成の対象とする設備は、別に定める「ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」助成対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）に掲げるもの（以下「助成設備等」という。）とする。

なお、短期レンタルは対象外とする。

４　助成事由の発生

（１）助成事由発生日は、本助成要綱に基づいて助成設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）助成設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、助成設備等の設置（購入）日を助成事由発生日とする。

（３）本助成要綱による助成事由については、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の本法人への加入日の翌日の午前０時以降に発生したものを助成対象とする。

５　助　成　額

（１）助成設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１企業１年度間の助成限度額を被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお､被共済者数が６０名以上となる場合､以後１０名増加ごとに２万円を追加するものとする。

被共済者数	１名	２名	3～4 名	5～9 名	10～19 名	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名
助成限度額	１万円	1万5千円	２万円	３万円	６万円	８万円	10 万円	12 万円	14 万円

（２）他の助成要綱による助成額を合算した１企業１年度間の本法人からの助成総限度額は、被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに３万円を追加するものとする。

被共済者数	１名	２名	3～4 名	5～9 名	10～19 名	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名
助成総限度額	1万5千円	2万5千円	3万5千円	５万円	10 万円	12 万円	14 万円	16 万円	18 万円

（３）助成は本法人が当該年度において計上した予算額の範囲内とする。

（４）助成限度額及び助成総限度額は、助成事由発生日の時点における被共済者数を基準とする。

なお、申請者の被共済者の増・減員により、被共済者数に変更があった場合、所定の書式が本法人に到着・受付した日の翌日から変更後の被共済者数を基準として適用する。

（５）１企業に対する助成限度額及び助成総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「ＡＥＤ等職場の救急対策用設備設置助成申請書」（以下「様式１」という。）に記載した申請日を基準とする。

（６）上記（５）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のもので当該申請の本法人への到着が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに到着したものについては様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて到着した申請分については次年度の扱いとする。

この場合、当該案件を複数の年度に分けて申請することは出来ない。

６　助成の申請

申請者は、助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し、本法人へ提出する。

（１）助成設備等の費用の領収書の写（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの）

（２）助成設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写

（３）設置した助成設備等のカタログや取扱説明書の写し、メーカー名や型番等設置した設備が特定できる写真

７　助成の支給及び決定等

（１）本法人は、前項の申請書及び添付書類に基づいて助成の審査を行う。

（２）審査の結果、助成可の場合は様式２により本法人より申請者に通知するとともに助成金支払手続きを行い、申請者の本法人会費振替口座に助成金を振込む。

（３）助成金は、助成事由発生日が属する月の会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後に支払うものとする。

（４）助成しない決定をしたときは、本法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。但し、申請者が不要とする場合はその限りではない。

（５）申請の際に、第６項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者が当該申請の本法人支局到着日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、当該申請の権利を失効したものとする。

（６）審査結果に関する異議申し立て期限は、審査決定を知った日の翌日から１８０日以内とする。

（７）助成の不正請求が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

【附則、書類様式１～３は省略】

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」助成対象設備一覧　　平成２４年４月１日現在

この一覧に掲載の設備等につきましては、ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱の目的である、事業所における不慮の事故や災害等の際の救急救命体制の充実を目的としたものを対象としています。設備によってはご自宅など、事業所以外の場所でも使用できるものがありますが、そのような目的で購入された場合は対象となりません。また、お仕事上の設備であっても定期保守点検やクリーニング、消耗品の交換や既存設備の移設のみの場合も対象となりませんので、ご注意ください。お客様の助成のご申請の内容によっては、必要に応じてお客様あるいは購入先等にお問合せさせていただくことがございますので、ご了承ください。また、助成対象項目他は、事故・災害の発生状況等により見直しする場合があります。

１　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

薬事法上の医療機器（非医療従事者向け自動除細動器）として認可されているもので、事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

２　担架

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

３　人工呼吸用マスク

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

AED

様式　1

記入例（凸）部分にご注意下さい）

申請日：平成　　年　　月　　日

AED 等「職場の救急対策用設備」設置助成申請書

申請日（記入日）を必ずご記入ください。特に年度末は要綱5項(6)にある通り、助成の所属年度の1つの基準となります。

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団　殿

※ご申請は、設置に要した費用が 3,000 円以上の場合です。

下記のとおり AED 等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱に基づいた設備を設置（購入）しましたので、助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（1）助成申請は、助成要綱第４項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（2）決定される助成金額は助成要綱第５項の（1）から（6）までの各項目の適用を受けるものとします。
（3）助成申請の所属年度については助成要綱第５項の（5）、（6）の適用を受けるものとします。
（4）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第６項によるものとします。
（5）助成申請の審査に際し、当財団から助成設備の設置（購入）先に問合せることがあります。

法人事業所は法人代表印、個人事業所は事業主の印を必ず押印してください。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	被共済者(加入者)数	代表印
1 2 3 4 5 6 7 8	運送業	名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請企業名称		代表者の役職と氏名	
株式会社あんしん運輸		代表取締役　安心　太郎	印
申請企業所在地・TEL			本件ご担当者氏名
〒160-0016　新宿区信濃町　　３４03（5362）2326			安心　花子

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※　名　称　　株式会社あんしん運輸　埼玉営業所
　　所在地　　〒330-0802 さいたま市大宮区宮町４－１２９
　　責任者職氏名　　所長　安心　次郎
　　TEL　０４８－６４７－６５８１

記

設置（購入）した設備名、年月日を記入してください。

申請期限は設置した翌日から 180 日以内（必着）

1　設置助成設備等の種類・設置（購入）年月日（太枠内は必ずご記入ください）

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1. AED	23 年 11 月 1 日		5.	年　月　日	
2. 担架	23 年 11 月 8 日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

2　必要添付書類（必ずご添付ください）
（1）助成設備等の費用の領収書の写
（2）助成設備等の費用の請求書又は明細書等の写
（3）カタログ

※(1)・(2)・(3)は、助成金を申請する場合に必ず添付してください。

2012.04

様式　1

申請日：平成　　年　　月　　日

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成申請書

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団　殿

下記のとおりAED等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱に基づいた設備を設置（購入）しましたので、助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（１）助成申請は、助成要綱第４項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される助成金額は助成要綱第５項の（１）から（６）までの各項目の適用を受けるものとします。
（３）助成申請の所属年度については助成要綱第５項の（５）、（６）の適用を受けるものとします。
（４）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第６項によるものとします。
（５）助成申請の審査に際し、当財団から助成設備の設置（購入）先に問合せることがあります。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	被共済者(加入者)数	代表印
		名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請企業名称		代表者の役職と氏名	
			印
申請企業所在地		本件担当者氏名	
〒			

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※　名　称 .....
所　在　地　〒 .....
責任者職氏名 .....
TEL .....

記

１　助成設備の種類・設置(購入)年月日(太枠内は必ずご記入ください)

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.	年　月　日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

２　必要添付書類　（必ずご添付ください）

（１）助成設備の費用の領収書の写
（２）助成設備の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ

AED

当証明書は財団法人　中小企業災害補償共済福祉財団の助成申請にあたり、請求明細書など購入（設置）した明細書がない場合に代用する目的の書類です。申請書、領収書の写し他の添付書類とともにご提出下さい。
この証明書は販売、施工業者の方にご記入いただくものです。申請者（会員）が記入した場合は無効となります。

販売（設置）証明書

財団法人　中小企業災害補償共済福祉財団　殿

当社（当店）が去る　　年　　月　　日に　　宛に発行した領収書の明細は下記内容に相違ありません。

販売（設置）明細

メーカー、品名、型番	単価	個数	金額（税込み）	備　考
(記入例)　㈱安心 人工呼吸起用マスク　OEY－1	2,100 円	2 セット	￥４，２００－	

平成　　年　　月　　日

発行元　　所在地　〒
（販売店等）　電話番号　　（　　）
事業所名

代表者名　　㊞

あんしん財団の災害防止事業に関する助成は全てご提出いただいた書類での審査となります。ご申請前に添付書類に不足等がないか今一度ご確認ください。

AED等「職場の救急対策用設備」設置助成のご申請の添付書類について(必ずご覧ください)

審査は書類審査となります。申請書(様式1)に加え、添付書類に漏れがないか今一度ご確認ください。

領収証については下記の事項が全て記載されているかご確認をお願いします。「領収証」と記載があっても下記事項が一つでも抜けている場合は申請の添付書類としてはお使いになれませんのでご注意ください。

必ず所定の宛名欄があり、そこにご申請者（会員）のお名前が記載されていることが必要です。
※会員登録が法人の場合はその法人宛、個人の場合は屋号または事業主(フルネーム。苗字のみは不可)宛。

金額、購入品は必ず記入してもらってください。
明細と同等の記載（メーカー名　型番　単価　個数等）がある場合明細書等は不要です。

～　ご注意下さい　～

【ネットバンキングでお支払をご検討の方へ】
支払後の結果画面の写しをご添付ください（金融機関によっては、予約画面表示後は履歴が表示されない場合もありますので、事前に領収書の発行をご依頼されることをお勧めします)。

【カタログの写しの代わりに写真の添付をご検討の方へ】
カタログがない場合は写真で代用できますが、その際にはメーカーや型番の分る部分をご用意ください。

【繰越金や前月未払金等のある場合】
助成支給にあたっては、請求書または明細書の合計額と領収金額の一致が原則となります。繰越金がありそれらが一致しない場合は、当該助成品目部分の請求書と領収書をご用意いただくなど、当該助成品目の支払が特定・確定できる書類が必要となります。